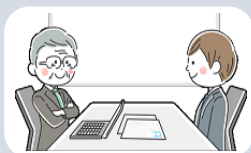


(別紙5)

2024年12月2日以降

保険証は発行されません

入社



扶養認定



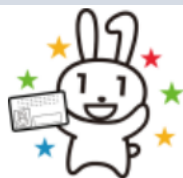
氏名変更



保険証紛失



新しい保険証が必要なときは…



マイナ保険証をご利用ください



現在お持ちの保険証も



2025年12月2日以降は使用できません

Q. マイナ保険証を使うためには事前に手続きが必要なの？

A. **医療機関にマイナナンバーカードを持参するだけで大丈夫です。**保険証の利用登録がお済みでない場合も、医療機関に備え付けのカードリーダーで登録ができ、すぐにマイナ保険証として利用できます。

Q. マイナ保険証で記号・番号や保険者番号はどうやって確認するの？

A. マイナポータル（マイナナンバーカードでログインする行政手続のオンライン窓口のこと）からいつでもご確認いただけます。マイナポータルで確認できない方は、資格取得時などに当組合が発行する「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

※マイナポータルへのログイン方法は **マイナポ** **検索**

Q. 高齢受給者証などの他の証書はどうなるの？

A. **マイナ保険証に統合されます。**ただし、資格確認書をご利用の方には、従来どおり各証（高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証）を発行します。自治体から発行される医療証の取り扱いは自治体にご確認ください。

Q. 安全性は大丈夫？

A. 当組合では資格情報の点検を行い、マイナナンバーが正確に登録されていることを確認しています。また、人為的なミスによる誤登録は自動的に探知され、資格情報の閲覧が停止される仕組みが備わっています。

Q. 資格確認書って何のこと？

A. 資格確認書は、マイナ保険証を利用することができない方（有効な保険証をお持ちの方を除く）に対して発行されるものです。マイナ保険証と比べて有効期限や機能の制約がありますが、医療機関で資格確認はできます。当組合に加入したときなどにご本人からの申請に基づいて発行しますが、健保組合が職権で発行する場合もあります。



資格確認書には有効期限があります



マイナナンバーカードの申請はこちらの2次元コードからできます

